

令和6年度防災ツーリズムプログラム造成・プロモーション業務委託仕様書

1 事業概要

(1) 趣旨・目的

兵庫県では、「防災」×「観光」で「楽しみながら防災を学ぶ」、「地域の魅力を堪能する」という相乗効果により、持続可能な「防災意識の向上」と「地域の活性化」の両立を図るため、防災ツーリズムの推進に取り組んでいる。防災ツーリズムの普及・定着により、2025年度の大阪・関西万博の開催を契機に、阪神・淡路大震災からの「創造的復興」「防災先進県ひょうご」としての取組を改めて国内外に発信することを目指す。

令和6年度は、令和5年度に立案した防災ツーリズムストラテジーを踏まえ、防災ツーリズムの市場化を見据えたプログラム造成、教育旅行事業者及び企業向け研修企画事業者等へのプロモーションを実施する。

【参考】

防災ツーリズムストラテジーの展開について

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/documents/bosaitourism_strategy.pdf

(2) 防災ツーリズムのテーマ等

① テーマ

県内の防災関連資源（防災学習施設、防災拠点施設、震災遺構等）と観光資源を通じて、地域の魅力を体験すると同時に、命を守る知識や取組を学び、防災意識の底上げに寄与する。

② 目指すべきゴール

防災・復興関連資源での観光体験を通じて、未来の防災・復興を考える人の増加と防災意識の向上を目指す。

③ ゴールに向けた方針

- ・ 県内の地域資源を活かし、ツーリズムを超えた「感動価値の創出」及び、学びを超えた「兵庫県のファン醸成」
- ・ 復興・防災ツーリズムを通じて得た学びを実践する機会の提供及び、防災・復興を考える人同士が繋がることのできるコミュニティ形成

④ コンセプト

地域資源や人を「学び」で“繋ぐ” 仕組みづくり

⑤ ターゲット

[ターゲット1-1] 中学生の修学旅行、教育旅行

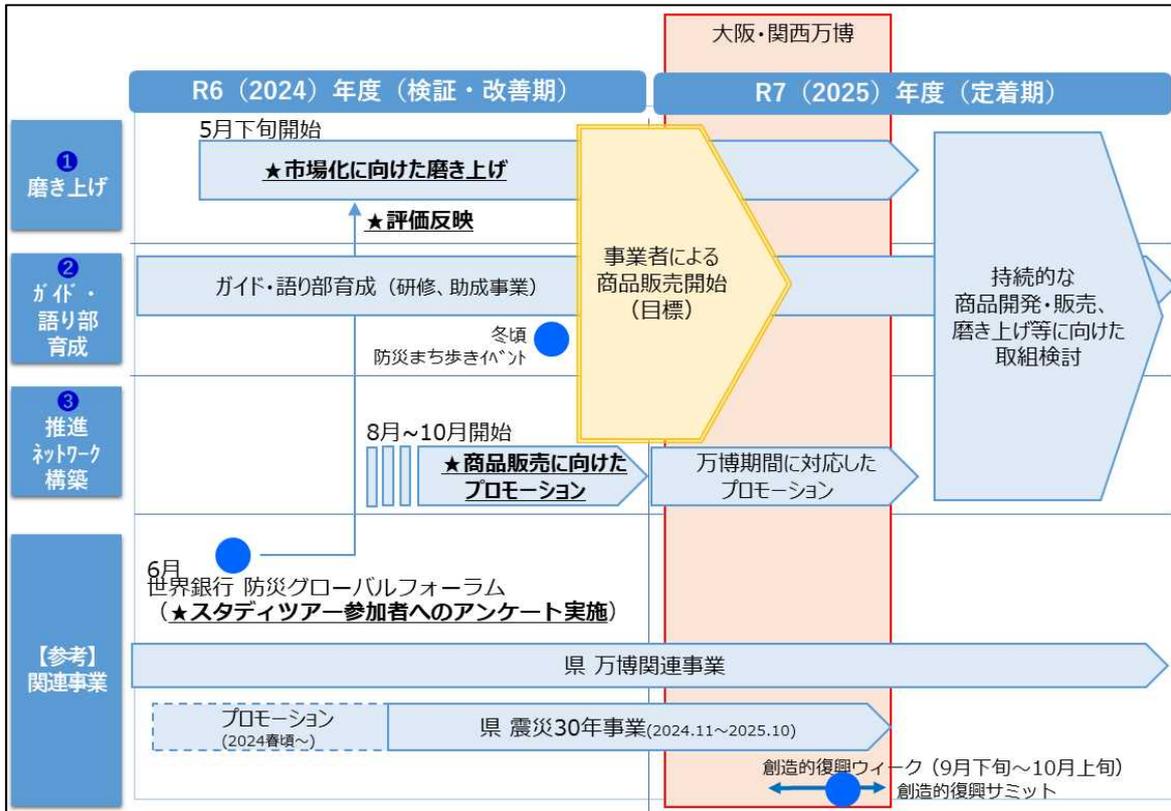
[ターゲット1-2] 高校生の修学旅行、教育旅行

[ターゲット2-1] 企業・行政の危機管理担当向け研修

[ターゲット2-2] 企業のCSR担当向け研修

(3) スケジュール（予定）

※★の取組を本業務において実施



2 業務内容

(1) 地域資源のさらなる発掘と磨き上げ

① 防災ツーリズムのプログラム造成

ア 防災ツーリズムの事前学習～現地体験～事後学習の一連のプロセスを通じたプログラムを1 (2)⑤のターゲットを踏まえ、異なる内容で4プログラム以上提案し、造成すること。プログラム造成は、2 (2)⑦のプロモーションの実施時期に対応したスケジュールで行うこと。

イ ターゲット毎のテーマ、基本方針(防災ツーリズムストラテジーの展開P.2参照)等を踏まえ、地域資源のさらなる発掘と磨き上げを行い、ストーリー性や付加価値のあるプログラムを構築すること。また、阪神・淡路大震災の語り部等をスポットガイド又はスルーガイドとして確保し、活用する内容を含めること。

ウ ガイドの確保・活用にあたっては、県及びひょうご安全の日推進県民会議が実施する語り部ガイド育成事業(1.17BATON)、防災まち歩き活動支援事業(ひょうご安全の日推進事業助成金)等の関連事業と効果的に連携すること。

エ 造成するプログラムには、デジタル技術を活用し、現地学習(リアル)とバーチャル(リモート)を組み合わせ防災ツーリズムの体験価値を向上させる内容(継続的運用が可能なオンラインコミュニティの構築等)を含めること。

オ 造成したプログラムで訪問する施設、体験する内容等について、そのルーツや背景、防災意識の向上につながる内容等、参加者に対して伝えるべきポイントが理解できるガイドマニュアルを作成すること。納品は、編集可能な

データ形式とすること。

カ 作成したプログラムを紹介するパンフレットを作成すること。納品は、編集可能なデータ形式とすること。

② 世界銀行「防災グローバルフォーラム 2024」スタディーツアー参加者へのアンケート実施（インバウンド対応を見据えた磨き上げ）

ア 令和6年6月に世界銀行が主催する「防災グローバルフォーラム 2024：自然災害リスクへの理解を深める」の参加者（外国人）に、県内の防災関連施設や、周辺のフィールドパビリオン等の観光資源を視察し、防災について学ぶとともに地域の魅力を味わっていただくスタディーツアー（計4コース）が実施される。本ツアー参加者向けのアンケート調査を実施して防災ツーリズムのインバウンド対応の課題等を分析すること。なお、ツアーの手配、アンケート用紙配布・回収は、県が別途手配する事業者が行う。（集計は受託者において実施すること。）

イ アンケート内容（英語）は受託者が提案するとともに、県と協議の上、作成すること。納品は、紙媒体1部及び編集可能なデータ形式とし、令和6年6月10日（月）までに県に提出すること。

ウ 集計・分析結果は県に提出するとともに、防災ツーリズムのプログラム造成やプロモーションに活用すること。

■スタディーツアーの概要（各コースの訪問先・行程は別紙のとおり）

コース	①神戸・阪神	②淡路	③北播磨	④但馬
日程	6月20日（木）		6月21日（金）	
催行人数	40名	40名	40名	20名
移動方法	貸切大型バス 2台	貸切大型バス 2台	貸切大型バス 2台	貸切大型バス 1台
添乗員	2名 (バス1台あたり1名)	2名 (バス1台あたり1名)	2名 (バス1台あたり1名)	1名 (バス1台あたり1名)
通訳 (英語)	2名 (バス1台あたり1名)	2名 (バス1台あたり1名)	2名 (バス1台あたり1名)	1名 (バス1台あたり1名)

【参考】

世界銀行「防災グローバルフォーラム 2024」への参画
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/ur2024-hyogo.html>

(2) プロモーションの実施

- ① 大阪・関西万博に向け、造成するプログラム及び防災ツーリズムに関連する防災資源等をコンテンツとして教育旅行事業者及び企業向け研修企画事業者等へのプロモーションを実施、展開すること。
- ② 防災ツーリズムの専用 WEB サイト（ランディングページ）を開設すること。維持費用については受託者が負担し、令和6年度末までの間、運用保守業務を行うこと。制作した WEB サイトは、受託者との契約終了後も追加費用が発生することなく、本県が指定するサーバへ移行できるものとする。また、契約

変更やサーバ変更の事由などにより、ドメイン引継ぎが生じた場合も、追加費用が発生することなく、管理者移行出来るものとし、必要に応じて手続を行うこと。詳細は、別記「防災ツーリズム専用 WEB サイトシステム要件等」による。

- ③ 1 (2)⑤のターゲット毎に、効果的なプロモーション手法を提案すること。また、プロモーションの一環で、2 (1)①で造成するプログラムのモニター体験会（中高生の修学旅行・教育旅行向けプログラム、企業・行政研修向けのプログラムで各1回程度。各回5名以上参加）を企画・実施し、プログラムの検証・改善を行うこと。
- ④ プロモーションの実施にあたっては、県の万博関連事業（「ひょうごフィールドパビリオン」SDGs 体験型地域プログラムのプロモーション等）と効果的に連携すること。
- ⑤ 2 (2)③で利用するプロモーションツールを提案すること。制作したプロモーションツールは、データサイズに適したメディアで納品すること。
- ⑥ 提案にあたっては、プロモーションで期待される効果についても記載すること。その際、他地域との連携、SNS等の活用、一過性で終わらない誘客の仕組みづくり等の視点に留意すること。
- ⑦ プロモーションの実施は、令和6年8月から10月の開始を想定した提案とすること。

(3) その他

- ① 各業務は、県と随時協議（月1回程度）を行い企画・実施すること。
- ② 年度内に旅行事業者等において防災ツーリズムに関する旅行商品が販売開始されることを目標とし、令和6年11月末を目途に、2 (1)、2 (2)の実施状況・結果について、文書による中間報告を行うこと。
- ③ 2 (1)、2 (2)の実施状況・結果について、県が設置する委員会等において、受託者に対しヒアリングを行う場合がある。また、ヒアリング結果等を踏まえ、資料提出や実施内容の見直しを求める場合がある。

3 委託期間

契約締結日 ～ 令和7年3月31日（月）

4 委託金額

5,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 その他

- (1) 本業務により新たに得られた成果は、原則として県に帰属する。また、受託者は本業務において創作した著作物に関して著作権者人格権を行使しない。

※ 二次利用については、成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのものを市町等関係機関・団体に提供することを想定

- (2) 受託者が従前より権利を有する著作物のうち、本業務で利用した著作物については県が利用することを妨げない。ただし、次年度以降本業務が継続する場合は次年度以降の受託者は当該著作物を利用できない。

- (3) 第三者の著作物を本業務で利用する場合は、受託者の責任により利用する。
- (4) 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権について、当該著作権の利用にあたり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合は受託者の責任により対処する。
- (5) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。
- (6) 受託者は、上記業務内容に係る成果物を提出するとともに、令和7年4月20日までに、業務完了報告書により、兵庫県危機管理部防災支援課長へ実績報告を行う。
- (7) 受託者は、この仕様書に定めるもののほか、受託業務を行う上で疑義が生じた場合は、その都度県と協議することとする。

「防災グローバルフォーラム2024」スタディーツアー 神戸・阪神コース 行程案

■日程： 2024年6月20日（木） ■定員：40名（大型バス2台）

自	至	所要	内 容	備 考
	8:30		JR姫路駅前発	
8:30	9:30	60分	移動（バス）	
9:30	10:30	60分	震災から復興した街並み（新長田）視察 ※ふたば学舎のガイドによるまち歩き	神戸市長田区二葉町7丁目1-18 （ふたば学舎）
10:30	10:55	25分	移動（バス）	
10:55	11:30	50分	JICA関西 視察	神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
11:30	12:15	45分	昼食 JICA関西内	神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
12:15	12:20	5分	移動（徒歩）	
12:20	14:20	120分	人と防災未来センター 視察	神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
14:20	14:40	20分	移動（バス）	
14:40	15:40	60分	阪神高速震災資料保管庫 視察	神戸市東灘区深江浜町11-1
15:40	16:00	20分	移動（バス）	
16:00	17:00	60分	灘の酒蔵 視察 ※神戸酒心館での蔵見学、日本酒の試飲等	神戸市東灘区御影塚町1-8-17 （神戸酒心館）
17:00	18:10	70分	移動（バス）	
18:10			JR姫路駅前着	

「防災グローバルフォーラム2024」スタディーツアー 淡路コース 行程案

■日程： 2024年6月20日（木） ■定員：40名（大型バス2台）

自	至	所要	内 容	備 考
	8:30		JR姫路駅前発	
8:30	9:50	80分	移動（バス）	
9:50	11:15	85分	北淡震災記念公園 野島断層保存館 視察	淡路市小倉 1 7 7
11:15	11:30	15分	移動（バス）	
11:30	13:00	90分	昼食 農家レストラン「陽・燦燦」 ※企業防災・地域活性化の取組を紹介するセッション （(株)パソナグループ提供）	淡路市野島常盤 1 5 1 0 - 4
13:00	14:00	60分	移動（バス）	
14:00	15:00	60分	福良港津波防災ステーション 視察	南あわじ市福良甲 1 5 2 8 - 4
15:00	15:15	15分	移動（バス）	
15:15	16:00	45分	淡路人形浄瑠璃資料館 視察	南あわじ市市三條 8 8 0
16:00	17:40	100分	移動（バス）	
17:40			JR姫路駅前着	

「防災グローバルフォーラム2024」スタディーツアー 北播磨コース 行程案

■日程： 2024年6月21日（金） ■定員：40名（大型バス2台）

自	至	所要	内 容	備 考
	8:30		JR姫路駅前発	
8:30	9:20	50分	移動（バス）	
9:20	9:35	15分	E-ディフェンス 視察	三木市志染町三津田西亀屋1501-21
9:35	9:40	5分	移動（徒歩）	
9:40	9:50	10分	E-アイソレーション 視察	三木市志染町三津田西亀屋1503-13-5-2
9:50	9:55	5分	移動（バス）	
9:55	10:50	55分	兵庫県広域防災センター 視察	三木市志染町御坂1-19
10:50	11:40	50分	移動（バス）	
11:40	12:25	45分	昼食 西脇ロイヤルホテル	西脇市西脇 991
12:25	12:35	10分	移動（徒歩）	
12:35	13:15	40分	播州織工房館 視察	西脇市西脇452-1
13:15	14:25	70分	移動（バス）	
14:25	15:50	85分	仁川百合野町地区地すべり資料館 視察	西宮市仁川百合野町10-1
15:50	17:15	85分	移動（バス）	
17:15			JR姫路駅前着	

「防災グローバルフォーラム2024」スタディーツアー 但馬コース 行程案

■日程： 2024年6月21日（金） ■定員：20名（大型バス1台）

自	至	所要	内 容	備 考
	8:30		JR姫路駅前発	
8:30	10:30	120分	移動（バス）	
10:30	12:00	90分	北但大震災からの復興を学ぶ城崎まち歩き ※城崎観光協会のガイドによるまち歩き	豊岡市城崎町
12:00	12:05	5分	移動（バス）	
12:05	13:05	60分	昼食 ヤマヨシ旬鮮市場	豊岡市城崎町来日1-1
13:05	13:20	15分	移動（バス）	
13:20	14:30	70分	豊岡復興建築群の街並み 視察 ※豊岡まち塾のガイドによるまち歩き	豊岡市中央町
14:30	14:40	10分	移動（バス）	
14:40	15:40	60分	県立コウノトリの郷公園 視察	豊岡市祥雲寺128
15:40	17:30	110分	移動（バス）	
17:30			JR姫路駅前着	

【別記】防災ツーリズム専用 WEB サイトシステム要件等

0. サイトマップ等

- (1)原則、縦長 1 ページの WEB サイト（ランディングページ）とし、防災ツーリズムのプロモーションに活用するために必要な企画、提案を行った上で、業務を行うこと。また、公開後に円滑な運用を継続できるよう、必要な助言、提案を行うこと。
- (2)防災ツーリズムの取組みを分かりやすく的確に、伝えるとともに、閲覧者が目的の情報に容易にかつスムーズにたどり着けるようすること。

1. システム要件

- (1)サーバ環境を調達し、十分な通信環境ならびに円滑サイトの運営に必要なサーバリソースを確保すること。
- (2)不正アクセスや関係者の持ち出し等による情報の漏えいを未然に防止する措置がとられたシステムであること。
- (3)個人情報の収集データがある場合は、Web サーバとは別のサーバに格納し暗号化を行うなど、万全の対策を施すこと。
- (4)ウェブサイトのドメインは県が提供するものを使用すること。

2. 運用要件

- (1)不具合が生じた場合はその都度迅速に復旧させること。
- (2)障害時の連絡体制を確立し、迅速な対応を行うこと。(休日の緊急時も含む。)バージョンアップに関する情報提供を行い、必要に応じて実施すること。
- (3)原則として、24 時間 365 日利用可能であること。
- (4)本システムの稼働開始後、毎月 1 回程度、県に対し運用と保守の状況を報告すること。

3. セキュリティ

- (1)当該事業におけるセキュリティ対策のため、兵庫県が定める「兵庫県情報セキュリティ対策指針」及びその実施手順を遵守するものとし、同方針に違反し、県に損害を与えた場合は損害賠償を請求することがある。なお、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」は契約締結時に提供する。
- (2)ウェブサイトのセキュリティ向上のため、次の対策を講じた上で稼働させること。
 - ア HTTP、HTTPS 以外の不要なサービスポートを閉じること。
 - イ 常時 SSL 化に対応すること。

- ウ 管理ページには接続元 IP アドレス制限をすること。
 - エ 最新のセキュリティパッチを適用すること。
 - オ バージョンアップによるプログラムリリース、セキュリティパッチの適用や配布について、システムの運用に支障がないよう実施すること。
 - カ サーバのウィルス対策や必要に応じたウィルスチェックができること。
 - キ サーバ上のファイル等の改ざんへの対策が講じられていること。
 - ク 管理者のアクセスログを保存すること。
- (3) 県によるセキュリティ監査 (Nessus、Nikto、ZAP 等、県が定める複数のソフトウェアによるセキュリティチェック) を受け、これに合格すること。なお、監査の結果、脆弱性が発見された場合は、速やかに改善対応を行い、脆弱性が解消された旨、県の承認を得る必要があるので、留意すること。

6. 納品成果物

実施計画書	実施体制、実施方法、準備作業の計画等をまとめたもの
仕様書	システム構築の概要や機能の詳細等を取りまとめたもの
テスト計画書	稼働テストの計画をまとめたもの
テスト結果報告書	稼働テストの成績をまとめたもの (事前にテスト項目について発注者の了承を受け、その内容に基づく結果報告書を提示すること。)
操作説明書	操作説明をまとめたもの
設計書	基本設計書、画面遷移図、DB 設計書、詳細設計書一式 (既存 ASP サービス等の場合は、機能一覧等の資料での代替も可)
サーバ等環境説明書	サーバのネットワークやセキュリティ、運用管理等についてまとめたもの

7. 著作権等

- (1) 本事業により制作されるコンテンツ、システム、マニュアル等の著作権は兵庫県に帰属し、兵庫県は加工及び二次利用が可能とする。
- (2) 著作権・肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、受託者が更新作業を行うこと。
- (3) 当契約により入手し、蓄積したデータ類は、業務終了後、すべて兵庫県に帰属するものとする。